

## 自主規制規則の見直しに関する検討結果等について

平成 27 年 12 月 15 日  
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、本年 7 月 14 日に「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表いたしました。

上記検討計画における「規制の見直しの検討に着手する事項（以下の 5 項目）」に関する検討結果（又は検討状況）について、下記のとおり、御報告いたします。

○規制の見直しの検討に着手する事項

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 27 年 7 月 14 日)		検討結果 (又は検討状況) ( ○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
1	店頭取扱有価証券の確認書の見直し  <b>【店頭有価証券に関する規則】</b>	○ 同規則 7 条 4 項により、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客からは、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明した上で、顧客の投資判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、確認書を徴求し、その写しを交付することとなっているが、当該確認書の写しを交付することは不要としてはどうか。	<div style="text-align: center;">△ 検討中</div> <p>関係者へのヒアリング等を通じて、事務局において検討した結果、金融商品取引法令及び本協会規則に基づく他の制度において、有価証券の取引やデリバティブ取引に関する確認書の写しの交付を求める規律は存在しないことや、現行規制において、投資者は店頭取扱有価証券の取引に係るリスク等について契約締結前交付書面等により事後的にも確認することができることなどから、同規則第 7 条第 4 項に規定する、譲渡制限付き店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等による取引に関する確認書の写しの交付義務については、廃止するとの結論に至った。</p> <p>また、同規則第 8 条第 2 項に規定する、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しの交付義務についても、同様に廃止するとの結論に至った。</p> <p>これらを実施するため、今後、関係規則の改正を行う予定である。</p>
2	増資状況報告書及び売出状況報告書の廃止  <b>【有価証券の引受け等に関する規則及び同細則】</b>	○ 増資状況報告書等の内容は、適時開示の内容と同一であるため、あえて当該報告書等の様式により提出する必要があるとまでは言えないので、廃止してはどうか。	<div style="text-align: center;">○ 検討済</div> <p>本協会では、広く一般の皆様へに上場会社が行う資金調達状況を御理解いただく資料として、「全国上場会社のエクイティファイナンスの状況」を公表しており、調査研究等に</p>

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 27 年 7 月 14 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
			<p>において利用されることもある。</p> <p>当該統計資料の作成に当たっては、会員より御提出いただいている増資状況報告書等のデータにより、定期的かつ継続して統計資料の作成・公表を行うことができるものである。</p> <p>そのため、引き続き、各会員の御理解、御協力をお願いいたします。</p>
3	外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し  <b>【外国証券の取引に関する規則】</b>	<p>○ 代行協会員は代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書(運用報告書を含む)を協会に提出するとともに、顧客に販売した協会員に送付することが同規則 21 条 1 項及び 3 項において義務付けられている。</p> <p>しかしながら、EDINET 及び代行協会の HP にて同等の内容を確認できるため、目論見書及び決算報告書(運用報告書を含む)の協会への提出義務を廃止しても、影響は少ないと考えられることから協会への提出義務を廃止してはどうか。</p>	<p style="text-align: center;"><b>○ 検討済</b></p> <p>外国証券の取引等に関するワーキング・グループ、公社債分科会及び自主規制会議において検討を行い、「外国証券の取引に関する規則」における代行協会員による、代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書(運用報告書を含む)の本協会への提出義務を廃止する改正を行った。(平成 27 年 11 月 17 日施行)</p>
4	インターネットを利用した株式等売買受注時における本人確認  <b>【犯罪による収益の移転防止に関する法律および同政省令に関する Q&amp;A 等】</b>	<p>○ 「なりすまし」防止の観点から、インターネットを利用した株式等売買受注時における、本人確認のあり方について検討してほしい。</p>	<p style="text-align: center;"><b>△ 検討中</b></p> <p><b>【今後の検討スケジュール】</b></p> <p>本年度中を目途に結論を得るよう、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討している。</p>

項番	「自主規制規則の見直しに関する検討計画」 (平成 27 年 7 月 14 日)		検討結果 (又は検討状況) (○検討済、△検討中)
	提案事項	提案の概要	
5	番号法施行に伴う社内規程モデルの作成について  <b>【個人情報の保護に関する指針等】</b>	○ 番号法を踏まえた社内規程モデルを作成してほしい。 	○ 検討済  「協会員の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」において検討のうえ、社内規程モデルを作成し、平成 27 年 8 月 25 日付協会員通知を發出。

以 上